

平成27年1月1日現在の法令に基づく情報を掲載していますが、平成27年度税制改正の改正案において「二輪車に係る税率の引き上げの1年延期」や「平成27年度に新規取得した軽四輪車等について燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の導入」などが示されました。

原動機付自転車及び二輪車等

種 別		税率（年額）		ナンバー
		変更前	変更後	
原動機付自転車	1 総排気量 50cc 以下または定格出力 0.6kw 以下のもの（4に掲げるものを除く）	1,000 円	2,000 円	白色 吉田町
	2 2輪のもので、総排気量 50cc を超え 90cc 以下又は定格出力 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	1,200 円	2,000 円	黄色 吉田町
	3 2輪のもので、総排気量 90cc を超え 125cc 以下または定格出力 0.8kw を超え 1kw 以下のもの	1,600 円	2,400 円	桃色 吉田町
	4 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が 0.5m以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5m以下の3輪のものを除く）で、総排気量が 20cc を超えるもの又は定格出力が 0.25kw を超えるもの（ミニカー）	2,500 円	3,700 円	水色 吉田町
軽自動車	2輪のもので、総排気量 125cc を超え 250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	2,400 円	3,600 円	白色 1 静岡
小型特殊自動車	農耕用作業車（トラクター等）	1,600 円	2,400 円	緑色 吉田町
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700 円	5,900 円	緑色 吉田町（小）
2輪の小型自動車で、総排気量 250cc を超えるもの（側車付のものを含む）		4,000 円	6,000 円	白色 静岡

四輪及び三輪の軽自動車

平成 27 年 4 月 1 日以後に新車登録される車は「②平成 27 年 4 月 1 日以後」、平成 28 年 4 月 1 日以後の賦課期日（毎年 4 月 1 日）現在に、新車登録から 13 年を超える車は「③13 年超」のとおりとなります。

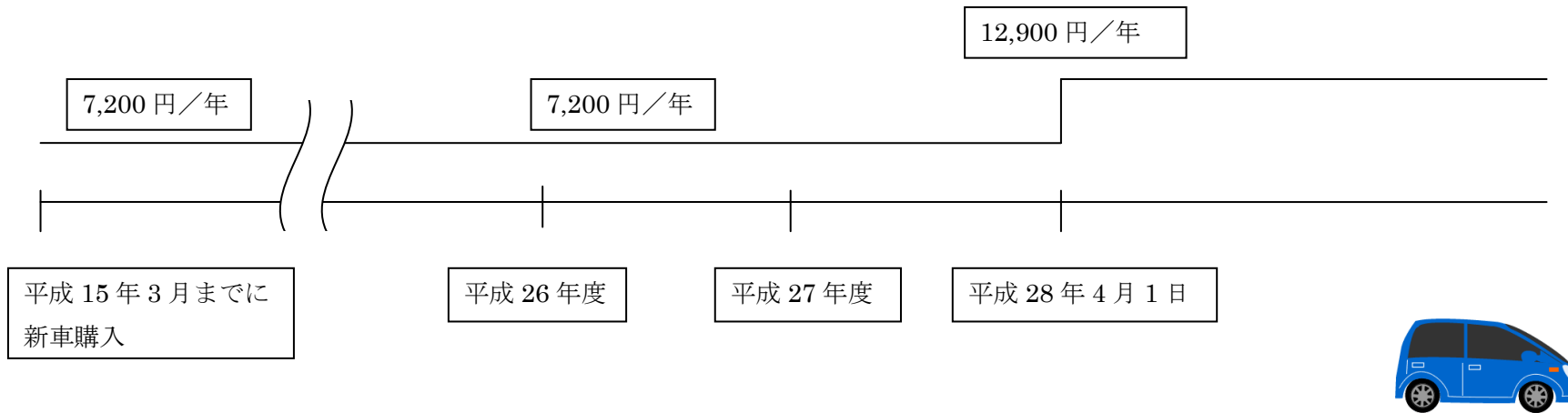
なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に取得されている車及び新車新規登録済みの車両は変更ありません。（現在の税率である「①平成 27 年 3 月 31 日以前」のとおりとなります。）

種 別				税率（年額）		
				① 平成 27 年 3 月 31 日以前	② 平成 27 年 4 月 1 日以降	③ 13 年超※ 重課税率
軽自動車	3 輪のもので、総排気量 660cc 以下のもの			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	4 輪以上のもので、総排気量 660cc 以下のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

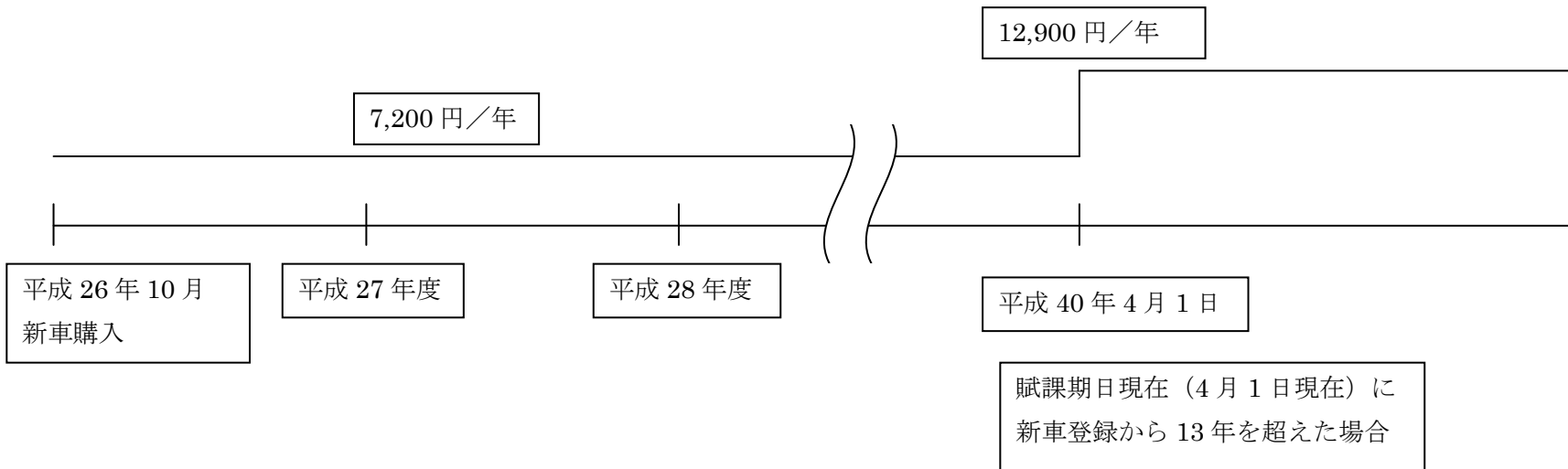
※動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

〈軽四輪の乗用自家用車の例〉

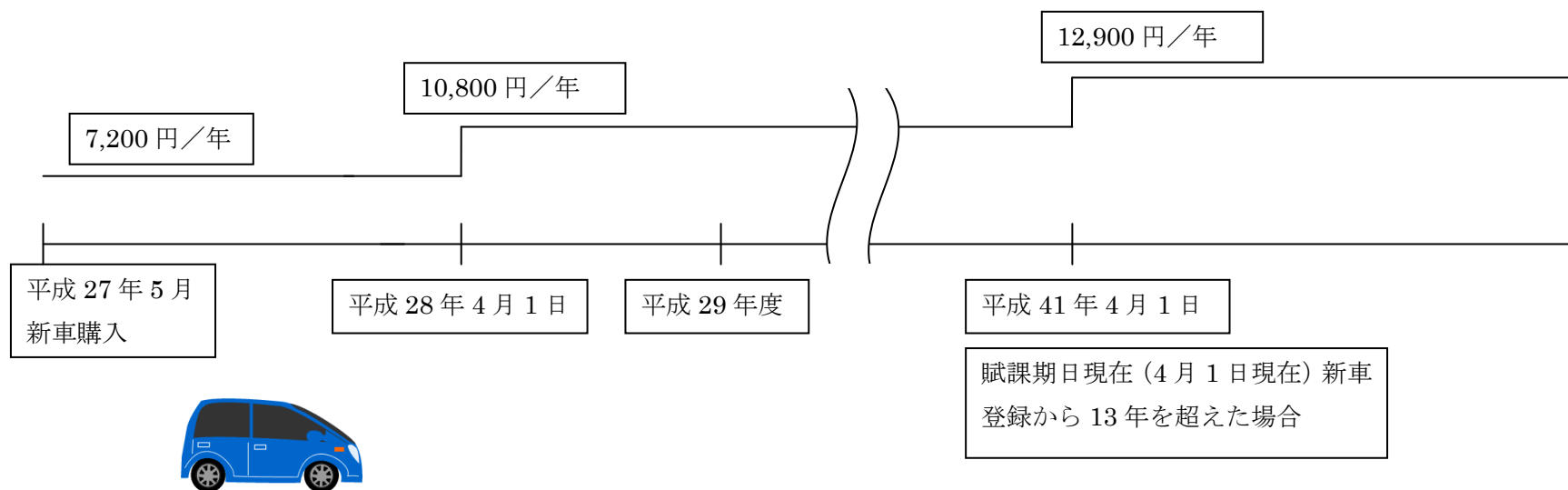
◎平成15年3月までに新車で購入した車両の場合



◎平成26年10月に新車で購入した車両の場合（平成27年3月31日までに登録された方）



◎平成 27 年 5 月に新車で購入した車両の場合 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新車を購入された方)



◎平成 27 年 5 月に平成 20 年式の中古車を購入した場合 (最初の登録から 13 年を経過していない中古車を購入された方)

